



宮 崎 県 公 報

令和3年3月15日 (月曜日) 第 188 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則
を廃止する規則…………… (総合交通課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (福祉保健課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (") 3

頁

- 自動車専用道路の指定…………… (道路保全課) 3
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 3

公 告

- 公共測量の終了の通知…………… (管理課) 4
- 人事委員会告示**
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 5
- 公安委員会公告**
- 検定合格者審査の実施について…………… 5
- 監査委員会告示**
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 6

規 則

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則を廃止する規則

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則 (平成20年宮崎県規則第73号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 191号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人渡辺医院	えびの市大字向江 929	ホームヘルプステーション	えびの市大字向江 929	令和3年2月12日

番地	ヨシノ渡辺	番地	
----	-------	----	--

宮崎県告示第 192号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290399	訪問看護ステーション 笑歩	宮崎県都城市都北町5576-1 2F	株式会社 Laugh and Walk 健心	宮崎県都城市高崎町前田2411-7	令和3年2月1日	訪問看護

宮崎県告示第 193号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290399	訪問看護ステーション 笑歩	宮崎県都城市都北町5576-1 2F	株式会社 Laugh and Walk 健心	宮崎県都城市高崎町前田2411-7	令和3年2月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 194号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570900177	ホームヘルプステーション 渡辺	宮崎県えびの市向江 929番地	医療法人渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	令和3年2月12日	訪問介護
4571800566	デイサービス 心和 COCOWA	宮崎県西諸県郡高原町西麓3417番地	株式会社 LEAN IN	宮崎県西諸県郡高原町西麓3417番地	令和3年2月26日	通所介護
4562090110	訪問看護ステーション あみい	宮崎県日向市向江町1丁目35番地シエスタ・ひなた I 103号	株式会社美和	宮崎県日向市平岩 456番地 1	令和3年2月28日	訪問看護
4570203614	訪問介護 サクラ	宮崎県都城市平塚町2933番地 3	合同会社黒原	宮崎県都城市平塚町2933番地 3	令和3年2月28日	訪問介護
4570700221	株式会社三和商会福祉事業部 青い鳥	宮崎県串間市西方 5726-1	株式会社三和商会	宮崎県串間市西方 5735	令和3年2月28日	特定福祉用具販売
4572000570	鈴山荘訪問介護事業所	宮崎県児湯郡高鍋町上江6956番地 2	社会福祉法人弘成会	宮崎県児湯郡新富町下富田字小島江 629番 5	令和3年2月28日	訪問介護

宮崎県告示第 195号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4562090110	訪問看護ステーション あみい	宮崎県日向市向江町1丁目35番地シエスタ・ひなた I 103号	株式会社美和	宮崎県日向市平岩456番地1	令和3年2月28日	介護予防訪問看護
4570700221	株式会社三和商会福祉事業部青い鳥	宮崎県串間市西方5726-1	株式会社三和商会	宮崎県串間市西方5735	令和3年2月28日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市宮長町 298番4地先から同市同町 298番1地先まで	旧	11.7～ 20.3	44.5
				新	11.7～ 22.2	44.5

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡綾町大字南俣字大口5695番1から同郡同町同大字同字5695番1まで	令和3年3月15日

宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市宮長町 298番4地先から同市同町 298番1地先まで	令和3年3月15日

宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、令和3年3月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定する 期日
県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番6から同市同町5899番4まで	13.2～ 64.4	2,833.6	令和3年 3月28日

宮崎県告示第 200号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、令和3年3月28日から施行する。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 一般国道					5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 一般国道						
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]											
国道10号（都城志布志道路）	横市インターチェンジ（ <u>都城市南横市町地内</u> ）	現道との交点（ <u>都城市五十町地内</u> ）		[略]		国道10号（都城志布志道路）	乙房インターチェンジ（ <u>都城市乙房町地内</u> ）	五十町インターチェンジ（ <u>都城市五十町地内</u> ）		[略]	
	横市インターチェンジ（ <u>都城市南横市町地内</u> ）	現道との交点（ <u>都城市五十町地内</u> ）		[略]			乙房インターチェンジ（ <u>都城市乙房町地内</u> ）	五十町インターチェンジ（ <u>都城市五十町地内</u> ）		[略]	
[略]											
国道218号（高千穂日之影道路）	[略]	日之影深角インターチェンジ		[略]		国道218号（高千穂日之影道路）	[略]	現道との交点（ <u>日之影町大字七折平底地内</u> ）		[略]	
[略]											
(3) 主要地方道											
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]											
県道都城東環状線（都城志布志道路）	国道10号との交点（ <u>都城市五十町地内</u> ）	都城市梅北町1015番1地先		[略]		県道都城東環状線（都城志布志道路）	五十町インターチェンジ（ <u>都城市五十町地内</u> ）	梅北インターチェンジ（ <u>都城市梅北町地内</u> ）		[略]	
[略]											
(4) 一般県道											
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]											
県道飯野松山都城線（都城志布志道路）	現道との交点（ <u>都城市梅北町地内</u> ）	県道都城東環状線との交点（ <u>都城市梅北町地内</u> ）		[略]		県道飯野松山都城線（都城志布志道路）	鹿児島県との境界	梅北インターチェンジ（ <u>都城市梅北町地内</u> ）		[略]	
[略]											
(5)・(6) [略]											

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、都城市長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)
- 2 作業地域
都城市全域
- 3 作業終了日
令和3年2月9日

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第1号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定め、令和2年度に実施する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和2年宮崎県人事委員会告示第1号)は廃止する。

令和3年3月15日

宮崎県人事委員会委員長 瀨砂公一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
人事委員会が実施する採用試験(障がい者を対象とする職員採用選考試験及び就職水河期世代を対象とする職員採用選考試験を含む。)	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日(第2次試験受験者にとっては、第2次試験合格発表の日)から起算して6月	人事委員会事務局
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月	人事委員会事務局
備考			
口頭により開示請求をすることができる期間の例外			
警察官採用共同試験において、本県を第1志望とし他都府県を第2志望とする本県第1次試験不合格者が、試験結果について口頭により開示請求をすることができる期間は、第2志望先の最終合格発表日(第2志望先の第1次試験不合格者の場合は第2志望先の第1次試験合格発表日)から本県第1次試験結果の開示期間が終了する日までとする。			

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施する。

令和3年3月15日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

- 1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格
- (1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査
警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって、旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者
- (3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

- 旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備(以下「常駐警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る2級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行（平成17年11月21日）の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和3年6月16日（水）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

- (2) 1級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

㉞ 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㉟ 問題数

10問

イ 実技試験

㉞ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㉟ 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

- (3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

㉞ 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。

○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㉟ 問題数

10問

イ 実技試験

㉞ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㉟ 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

- (1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等

- (2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	令和3年4月5日（月）から4月16日（金）まで （土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

- (3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書1通

- (2) 旧検定合格証の写し1枚

- (3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）

○ 県内居住者であることを疎明する書面

○ 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

- (2) 公示後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

監査委員告示

宮崎県監査委員告示第1号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

令和3年3月15日

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日 から起算して1月間	監査事務局

--	--